

法 学 第 7 6 号

平成 23 年 4 月 15 日

各高等学校設置学校法人理事長 }
各 高 等 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災による被災地域の高等学校における通信の方法を用いた教育による単位
認定について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: hiro-onodera@pref.iwate.jp

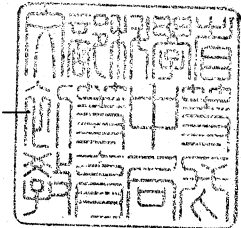
この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

23文科初第65号
平成23年4月6日

関係都道府県教育委員会
関係指定都市教育委員会 殿
関係都道府県知事

文部科学省初等中等教育局長
山中伸



東日本大震災による被災地域の高等学校における通信の方法を用いた
教育による単位認定について（通知）

児童生徒の就学機会の確保等については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け文科初第1714号文部科学副大臣通知）等において周知したところです。

このたび、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制課程及び定時制課程において、通信の方法を用いた教育による単位認定を行うことについて、福島県教育委員会から要望がありました。この点については、被災地域の生徒の就学の機会を確保する観点から、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第85条の2の規定に基づく教育課程特例校制度を活用して実施することが可能です。

ついては、このことについて、関係都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を設置する市町村教育委員会に対して、関係都道府県知事におかれては、所轄の高等学校を設置する学校法人に対して御周知いただくようお願いします。

※ 教育課程特例校制度については、以下のホームページを御参照下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokureikou/index.htm

【教育課程特例校に関する問い合わせ】

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室 岡田
(電話) 03-5253-4111 (内線2367)
(e-mail) kyokyo@mext.go.jp

【その他通信教育に関する問い合わせ】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室 相原
(電話) 03-5253-4111 (内線3172)
(e-mail) syokyo@mext.go.jp



事務連絡
平成23年4月6日

関係都道府県教育委員会
関係指定都市教育委員会 殿
関係都道府県知事

文部科学省初等中等教育局教育課程課

東日本大震災による被災地域の高等学校における教育課程特例校の
指定に係る申請手続等について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第85条の2の規定に基づく教育課程特例校制度（別添1参照）を活用し、被災地域の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制課程及び定時制課程において通信の方法を用いた教育による単位認定を行うことが可能であることについて、「東日本大震災による被災地域の高等学校における通信の方法を用いた教育による単位認定について（通知）」（平成23年4月6日付け文科初第65号文部科学省初等中等局長通知）において周知しました。教育課程特例校の指定を希望する学校がある場合には、下記担当まで、御相談いただいた上、郵送及びメールにて申請書等の提出をお願いします（別添2、3参照）。

については、このことについて、関係都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、関係都道府県知事におかれては、所轄の高等学校を設置する学校法人に対して御周知いただくようお願いいたします。

(本件担当)

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

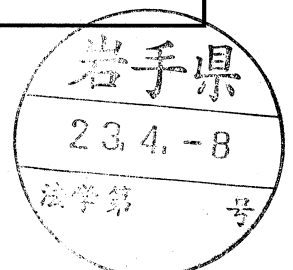
文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室企画係 岡田

電話：03-5253-4111（内線2367）

FAX：03-6734-3734

e-mail：kyokyo@mext.go.jp



教育課程特例校制度実施要項

平成20年10月16日

文部科学大臣決定

平成22年7月6日改正

1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第85条の2（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の2に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）に指定する。

2 教育課程特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理機関（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国私立学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に教育課程特例校指定申請書を提出するものとする。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

3 教育課程特例校の指定

文部科学省は、教育課程特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準（以下「指定の基準」という。）を満たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定する。

4 特別の教育課程編成・実施計画の変更・廃止

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を

- 変更又は廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定変更申請書又は教育課程特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

5 実施状況の報告等

- (1) 教育課程特例校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- (2) 教育課程特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- (3) 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
- (4) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、少なくとも3年に1度、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。
- (5) (4)による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (6) 文部科学省は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

6 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた教育課程特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

7 指定の取消

文部科学省は、教育課程特例校が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 特別の教育課程編成・実施計画を変更し、文部科学省の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき
- 二 特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなったとき

教育課程特例校指定申請書の提出に当たって

1. 提出書類について

- (1) 教育課程特例校指定申請書【様式 1】
- (2) 特別の教育課程編成・実施計画【様式 2】
- (3) 学校の同意書

2. 申請書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 申請書及び添付資料の作成は、別添 2 の「教育課程特例校制度実施要項」（平成 20 年 10 月 16 日文部科学大臣決定，平成 22 年 7 月 6 日改正），及び別添 3 の「特別の教育課程編成・実施計画記載要領」を参照の上，様式にしたがって作成すること。
- (2) 申請書及び添付資料の様式は，文部科学省ホームページ（トップページ＞教育＞小学校・中学校・高等学校＞教育課程特例校制度）に掲載しているので，適宜，活用すること。
- (3) 教育課程特例校の指定は，各学校ごとに行う（「特別の教育課程編成・実施計画」の書類なども各学校ごとに作成する）ことが原則であること。
但し，複数の学校において，同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合，特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合，一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には，実際の手続き上の便宜を考慮し，複数の学校分をまとめて申請（書類の作成）を行うことができること。
- (4) 指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止する必要があるときは，文部科学省の承認を受けること（実施要項 4 参照）。

特別の教育課程編成・実施計画記載要領

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。）を記載する。

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

特別の教育課程を編成・実施する学校の名称、設置者の別及び学校の種類を記載する。

（記載例）

学校名	設置者の別	学校種
〇〇市立■■■小学校	公立	小学校

3 特別の教育課程の内容

（1）必要となる教育課程の基準の特例

特別の教育課程のうち、教育課程の基準によらない部分を記載する。小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部・中学部については、各教科等の授業時数及び総授業時数表が記載された教育課程表を添付するものとする。なお、小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程については、平成21年度から実施されている新学習指導要領への移行措置の内容に十分留意の上、移行期間中及び新課程のそれぞれの年度ごとに教育課程の基準によらない部分を記載すること。

（記載例：小学校第3～6学年に新教科「英会話科」を新設する場合）

- ・小学校第3～6学年において新教科「英会話科」を新設する。
- ・第3～6学年は総合的な学習の時間を35時間削減して新教科に充てる。
- ・教育課程全体は別添の教育課程表参照。

（2）学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して、教育を実施する必要性を記載する。学校又は地域のどのような特色を生かすのか、特別の

教育課程の編成・実施によりどのような効果的な教育が実施できるのか等、特別の教育課程を編成・実施する必要性を明記すること。その際、300字程度で簡潔に記すこと。

(3) 法令上の教育の目標等との関係

ア 教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

特別の教育課程が、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における各学校段階の目標に関する規定に照らして適切であることが分かるように記載する。

イ 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること（平成20年文部科学省告示第30号第2項に定める基準（以下「指定の基準」という。）第1号関係）

学習指導要領において定められている内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることが分かるように記載する。特に、標準授業時数や指導する内容事項を縮減する教科等については、当該教科等の内容として学習指導要領が定める内容事項のうち、どれが特別の教育課程のどこでどのように取り扱われているかが明確になるように記載すること。また、必要に応じて教科書や教材の扱い及び指導体制についても記載すること。

なお、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合で当該学校の設置者が異なる場合は、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成していることを記載すること。

ウ 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること（指定の基準第2号関係）

学習指導要領において定められている内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、特別の教育課程において確保されていることを記載する。その際、上記イとの関連で、総授業時数の内訳が分かるように記載すること。

(4) 児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮（指定の基準第3号関係）

教育課程の基準によらない部分を含め、特別な教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを記載する。その際、例えば小学校におけ

る特例に関して、中学校との接続を踏まえて配慮していることを記載するなど、必要に応じて学校段階を超えた系統性及び体系性についても記載すること。

- イ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成・実施する場合のみ記載）（指定の基準第4号関係）**

保護者に経済的に過度の負担を負わせないことなどをはじめ、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることについて記載する。

- ウ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮（指定の基準第5号関係）**

児童又は生徒が教育課程特例校から他校へ転出する場合、及び他校から教育課程特例校に転入する場合における教育課程上の配慮等について記載する。

- エ その他**

教育課程の特例の内容等を踏まえ、その実施に当たって必要と考えられる配慮があれば記載する。

(5) 特例の適用開始日

教育課程の基準の特例の適用を開始する日を記載する。

特例ごとに適用開始日が異なる場合には、それぞれの適用開始日を記載すること。（例：変更申請を行った場合）

(6) 取組の期間

教育課程の基準の特例を適用し、特別の教育課程を編成・実施する期間を記載する。

(7) 計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

特別の教育課程編成・実施計画の実施状況の把握・検証・評価の方法・時期、保護者及び地域住民への特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報提供の方法・時期、及び文部科学省への報告の時期について記載する。

（実施要項5（1）～（4）参照）

なお、特別の教育課程編成・実施計画の実施状況の把握・検証・評価の方法については、データ等に基づく客観的かつ具体的な検証・評価となるようにすること。

【様式1】

平成 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

管理機関
(代表者職氏名)

印

教育課程特例校指定申請書

別紙計画のとおり、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し教育を実施することを希望するので、学校長の同意書を添えて申請します。

特別の教育課程編成・実施計画

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

学校名	設置者の別	学校の種類

3 特別の教育課程の内容

(1) 必要となる教育課程の基準の特例

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

(3) 法令上の教育の目標等との関係

ア 教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

イ 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること

ウ 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

(4) 児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

イ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成・実施する場合のみ記載）

ウ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮

エ その他特例の実施に当たって必要と考えられる配慮等

(5) 特例の適用開始日

(6) 取組の期間

(7) 計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

【担当者】

1. 管理機関

名称	
住所	〒
連絡先	電話番号 FAX番号 E-mail
担当者	所属・職名
作成年月日、修正年月日	

2. 都道府県教育委員会/都道府県私立学校主管課

名称	
住所	〒
連絡先	電話番号 FAX番号 E-mail
担当者	所属・職名

※教育課程表を添付すること。その際、特例を用いる部分を網掛けにすること。

特別の教育課程編成・実施計画

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

〇〇県教育委員会

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

学校名	設置者の別	学校の種類
(対象となる全ての学校名を記述してください)	公立	高等学校

3 特別の教育課程の内容

(1) 必要となる教育課程の基準の特例

高等学校の全日制の課程において、東日本大震災に被災したことによって通学することが困難な生徒を対象として、通信の方法を用いた教育を実施し単位認定を行う。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

高等学校の全日制の課程に通う生徒の中には、東日本大震災に被災したことによって、学習意欲はありながら、常時通学することができない生徒がいる。

これらの生徒の学習機会を確保するため、通信の方法を用いた教育を実施し、単位を認定するための特別の教育課程を編成・実施する必要がある。

(必要に応じて、加除修正してください。)

(3) 法令上の教育の目標等との関係

ア 教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

通信の方法を用いた教育を併用するが、通信によらない教育を含め、学習指導要領に規定する必修教科・科目等を課すとともに、卒業要件である74単位の取得を課すことから、教育基本法及び学校教育法における教育の目標を達成することが可能である。

イ 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること

通信の方法を用いた教育を併用するが、通信によらない教育を含め、学習指導要領に規定する必修教科・科目等を課すとともに、卒業要件である74単位の取得を課すことから、学習指導要領に定める内容事項を適切に取り扱うことが可能である。

ウ 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

通信の方法を用いた教育を併用するが、通信によらない教育を含め、学習指導要領に規定する必修教科・科目等を課すとともに、卒業要件である74単位の取得を課し、学習指導要領に定めるための総授業時数を確保する。

(4) 児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

通信の方法を用いた教育を適切に実施するため必要な教職員の体制を整える。とともに、必要に応じて報告課題の作成等を課すなど指導の充実を図る。また、実技を必要とする専門教科・科目については、当該教科・科目の内容に応じて、適切に対応する。(必要に応じて、加除修正してください。)

イ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成・実施する場合のみ記載)

なし

ウ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮

通信の方法を用いた教育を適切に行うことによって、生徒の転出にも対応が可能であると考え。また、転出の際には、指導要録の各教科・科目等の学習の記録の備考に、教育課程特例校として、通信の方法を用いた指導を行った旨を明記する。

エ その他特例の実施に当たって必要と考えられる配慮等

なし

(5) 特例の適用開始日

平成23年度の授業開始日

(6) 取組の期間

平成23年度～平成25年度(本年度入学の生徒が卒業するイメージですが、別途あれば記入ください。)

(7) 計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

教育課程特例校は実施状況について、自ら評価を行い、その結果を1年に1回公表する。また、福島県教育委員会は、教育課程校における実施状況を把握・検証し、○年に1回文部科学省に報告する。

【担当者】

1. 管理機関

名称	
住所	〒
連絡先	電話番号 FAX番号 E-mail

担当者	所属・職名
作成年月日、修正年月日	

2. 都道府県教育委員会/都道府県私立学校主管課

名称	
住所	〒
連絡先	電話番号 FAX番号 E-mail
担当者	所属・職名

※教育課程表を添付すること。その際、特例を用いる部分を網掛けにすること。